

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種(令和32年3月31日まで)

警察庁丁運発第128号
令和元年10月11日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準について(通達)

「運転免許の効力の停止等の処分量定基準の改正について」(令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号)により、運転免許の効力の停止等の処分量定基準が改正されたことから、処分量定基準に基づく運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準について下記のとおり改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準について」(平成21年4月30日付け警察庁丁運発第44号)は廃止する。

記

第1 処分量定に関する特例基準

- 1 一般違反行為(道路交通法施行令(以下「令」という。)第33条の2第1項第1号の一般違反行為をいう。以下同じ。)をしたことを理由とする処分を猶予された後に、再び違反行為(一般違反行為及び特定違反行為(令第33条の2第2項第1号の特定違反行為をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)をしたことにより、新たに処分の基準点数に達した場合における処分量定の特例
別表第1のとおり。
- 2 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(以下「違反行為等」という。)の発生の順に処分を行うことができなかった場合における処分量定の特例
 - (1) 運転免許(以下「免許」という。)の効力の停止、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止若しくは6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止(以下「停止等」という。)の処分期間中又はその処分終了後に当該処分前にした違反行為を認知した場合
別表第2の1のとおり。
 - (2) 一度処分の基準点数に達した者が、その処分が行われるまでの間に再び違反行為を重ねたことによって新たに処分の基準点数に達した場合
別表第2の2のとおり。
 - (3) 違反行為等をしたことを理由とする免許の取消し処分を行った後に、当該処分前にした違反行為等を遅れて認知し、かつ、欠格期間の指定を変更すべき事由が

生じた場合

別表第2の3のとおり。

- 3 処分の基準に該当した者に対して、その者の責に帰すべき理由以外の理由により当該処分の理由となった違反行為等をした日から免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下「免許期間」という。）が1年以上経過した後

に処分をする場合における処分量定の特例
別表第3のとおり。

- 4 前歴のある者が処分の基準点数に達した場合において、当該処分の理由となった違反行為の前に1点の一般違反行為を1回したことにより前歴とされているものであり、かつ、その1点の一般違反行為の前又は後に1年に近い違反行為等をしていない免許期間がある場合における処分量定の特例

別表第4のとおり。

- 5 前歴のある者が処分基準に達した場合において、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により、1年以上の免許期間の処分遅れによるものである場合における処分量定の特例

別表第5のとおり。

- 6 処分量定に関する特例基準運用上の留意点

- (1) 処分を猶予された後に再び違反行為をしたことにより処分の基準点数に該当した者について、処分量定を行う場合には、当該処分の理由となる違反行為のみでなく、処分猶予に係る違反行為についても、違反事実及び処分を猶予した理由等を確認するとともに、更に処分量定上考慮すべき新たな事情がないかどうかを確認するなど、できるだけ被処分者に納得の得られる処分を行うようにすること。
- (2) 違反行為の認知の遅れ又は処分の遅れが、被処分者の責に帰すべき理由以外の理由によるものである場合には、そのために被処分者に不利益となることのないよう特段の配慮をすること。

第2 停止等の処分の軽減等の基準

1 停止等の処分の軽減の基準

- (1) 処分基準に該当することとなった者において、その者が運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があり、かつ、次のアからカに掲げるいずれかの事情があり、処分を軽減することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときは((2)に該当する場合を除く。)、30日間の処分を軽減することができるものとする。

ア 交通事故の被害の程度又は不注意の程度のいずれか一方が軽微である場合

イ 違反行為等の動機が、災害、急患往診、傷病人搬送その他やむを得ない事情によるものである場合

ウ 違反行為等が他からの強制によるものであるなどやむを得ない事情によるものである場合

エ 被害者の年齢、健康状態等に特別な事情があるとき等同一原因の他の事

故に比べて被害結果を重大ならしめる他の事由が介在した場合である場合
オ 被害者が被処分者の家族又は親族である場合
カ 前各号に掲げる場合のほか、明らかに改善の可能性が期待できる場合

- (2) 処分基準に該当することとなった者が前歴のない者で、前記(1)のアからカに掲げる2以上の事情に該当し、かつ、処分を軽減することが明らかにその者の危険性の改善に効果があると認められる場合に限り60日間の処分軽減をすることができるものとする。

2 停止等の処分の猶予の基準

停止等の処分の基本量定の期間が30日に該当する者で、前記1(1)アからカに掲げるいずれかの事情があり、かつ、処分を猶予することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときは、処分を猶予することができるものとする。

また、停止等の処分の基本量定の期間が60日に該当する者(前歴がない者に限る。)については、前記1(1)アからカに掲げる2以上の事情に該当し、かつ、処分を猶予することが明らかにその者の危険性の改善に効果があると認められるときに限り処分を猶予することができるものとする。

3 停止等の処分を軽減又は猶予する場合の留意点

- (1) 停止等の処分の軽減に当たっては、前記1の処分軽減事由に該当する場合であっても、無条件に処分軽減の対象とすることなく、違反行為等の内容及び被処分者の運転者としての危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分の軽減をすること。
- (2) 停止等の処分の軽減に当たっては、同一の条件にある者に対して不公平な取扱いにならないよう、慎重にその内容を検討するとともに、処分を軽減した事案を分類整理しておき、これらの先例を参考にしながら、公平な取扱いができるようにすること。
- (3) 停止等の処分の期間を60日間軽減する事案については、事案の内容を特に慎重に検討するとともに、30日間の処分軽減をする事案と比較して社会的に相当と認められる合理的、かつ、明確な特殊事情のあるものに限定すること。
- (4) 停止等の処分を猶予するときは、必ず処分を猶予される運転者の出頭を求め、その者の違反行為等の内容、処分を猶予される理由及び違反行為を理由とする処分の猶予の場合には、今後更に違反行為をしたときは、処分を猶予した以前の違反点数も累積して処分を行うことになる旨を説明して、無事故・無違反に努めるよう指導すること。

別表第1

一般違反行為をしたことを理由とする処分を猶予した後に、再び違反行為をしたことにより、新たに処分の基準点数に達した場合における処分量定の特例

処分を猶予された後の違反行為 (X) に係る累積点数 (Y) が

免許の取消しの基準点数に達した場合

免許の停止の基準点数に達した場合

【(X) に付する点数が】

【(X) に付する点数が】

10点以上であるとき

10点未満であるとき

1点、2点又は3点であるとき

左記以外の点数であるとき

前歴1回、累積点数(X)として仮量定し、これと均衡を失しないよう処分量定を行う

処分を猶予した事案について処分をしていた場合はどのような処分期間になるかを仮量定し、これとの均衡を失しないよう処分量定を行う (注)

(X)を理由に処分猶予に係る処分期間(30日又は60日)の処分量定を行う

(X)を理由に、累積点数Yによる処分を行う

(注) 免許取消歴等保有者であること等の要件に該当し欠格期間を2年加算されることとなる者にあつては、欠格期間を1年減じることとする。

別表第2の1

免許の効力の停止等の処分期間中、又はその処分の終了後に当該処分前にした違反行為を認知した場合における処分量定の特例

後に認知した違反行為に付する点数X（後に認知した違反行為が2以上連続してあるときは、それぞれの違反行為に付する点数の和）が

① 免許の取消しの基準点数に該当するとき

Xを理由に免許の取消しの処分量定を行う
(注)

② 免許の停止の基準点数に該当するとき

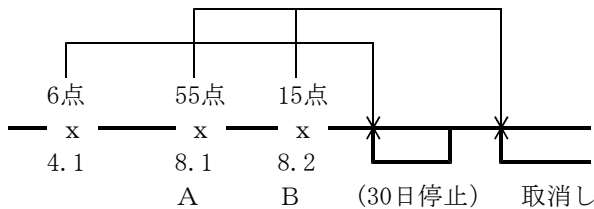
Xとそれ以前の点数を累積の上処分量定を行う。ただし、順に処分を行った場合と比較して重い処分となるときは、順に処分を行った場合の停止日数まで軽減する。

③ 左記①、②以外するとき

Xとそれ以前の点数を累積の上処分量定を行う。ただし、順に処分を行った場合、停止処分の対象とならないものは、処分量定を行わない。

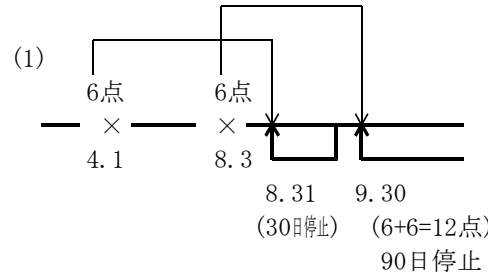
(注) 後に認知した違反行為が一般違反行為と特定違反行為が混在して2以上あるときで、一般違反行為が最も後である場合には、一般違反行為を理由とするXによる処分量定と、それより前の特定違反行為を理由とする処分量定(Xから後の一般違反行為の点数を除いたもの)を比較し、長期間の欠格期間となるものを理由に免許の取消しの処分量定を行う。

例示



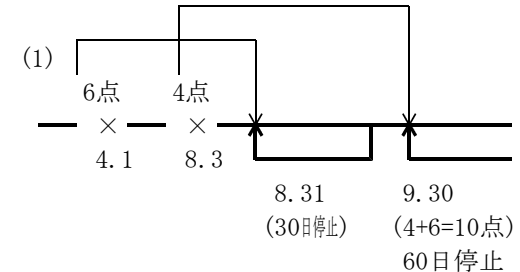
- ・ A (特定違反行為) を理由とした場合
累積なし、Aのみ55点 (7年欠格)
 - ・ B (一般違反行為) を理由とした場合
55+15=70点 (5年欠格)
- よって、A (特定違反行為) を理由に免許の取消しの処分量定を行う

例示

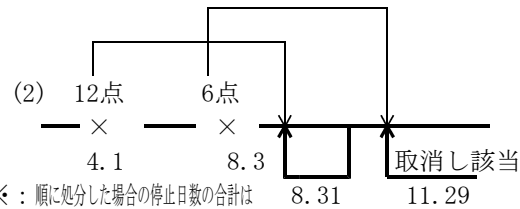


※：順に処分した場合と同じ処分量定となるので軽減措置はとらないこと

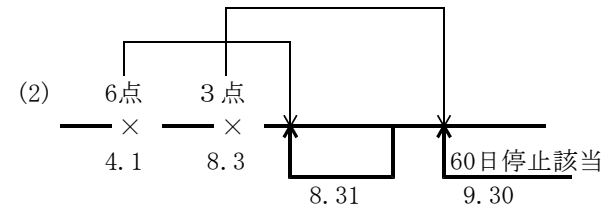
例示



※：順に処分した場合と同じ処分量定となるので停止処分とすること



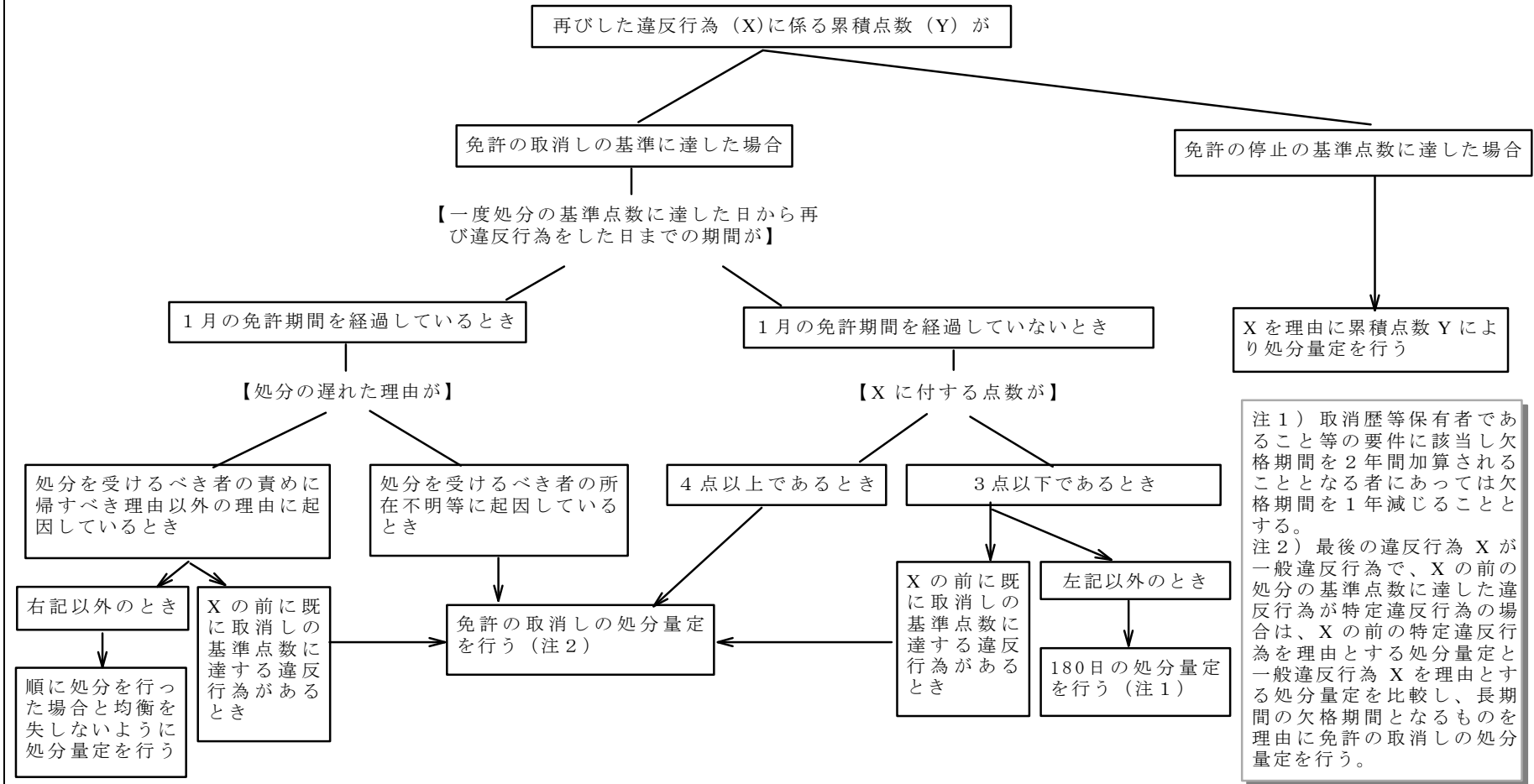
※：順に処分した場合の停止日数の合計は180日となるので、取消しを90日(前歴1回の6点)の停止処分に軽減



※：順に処分した場合は処分対象とはならないので停止処分はしないこと

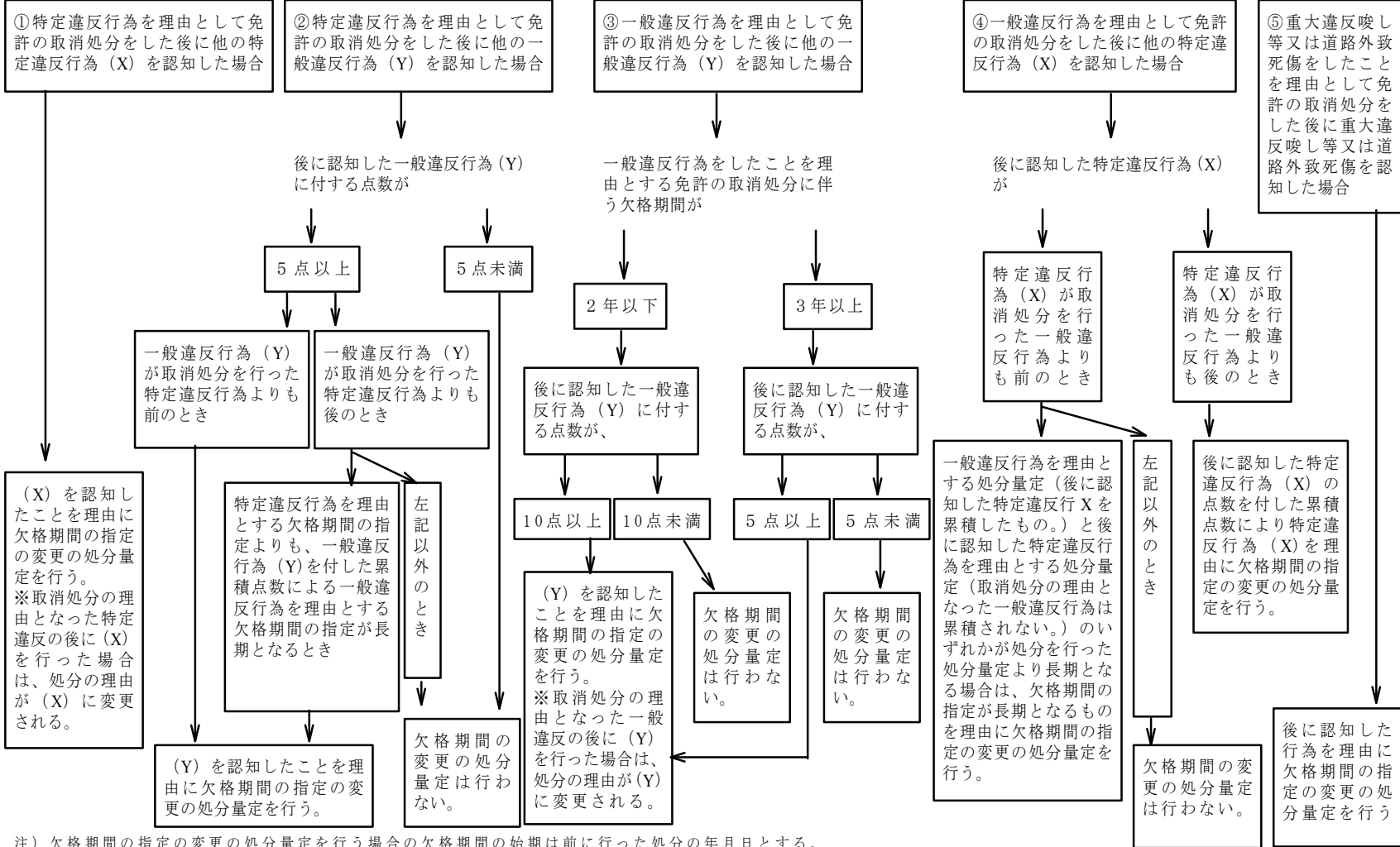
別表第2の2

一度、処分の基準点数に達した者が、その処分が行われるまでの間に再び違反行為を重ねたことによって新たに処分の基準点数に達した場合における処分量定の特例



別表第2の3

違反行為等をしたことを理由とする免許の取消処分をした後に当該処分前にした違反行為等を遅れて認知し、かつ、欠格期間の指定を変更すべき理由が生じた場合の特例



注) 欠格期間の指定の変更の処分量定を行う場合の欠格期間の始期は前に行った処分の年月日とする。

別表第3

処分の基準に該当した者に対して、その者の責に帰すべき理由以外の理由により当該処分の理由となった違反行為等をした日から免許期間が1年以上経過した後に処分をする場合における処分量定の特例

処分理由となる違反行為に係る累積点数又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷が

免許の取消しの基準に該当している場合

免許の停止の基準に該当している場合

被処分者の所在不明等に起因するとき

被処分者の責に帰すべき理由以外の理由に起因するとき

被処分者の所在不明等に起因するとき

被処分者の責に帰すべき理由以外の理由に起因するとき

基準どおりに免許の取消しの処分量定を行う

2年から10年の欠格期間に該当しているとき

1年欠格に該当しているとき

基本量定基準どおりの処分量定を行う

基本量定基準の期間から30日減じた期間の処分量定を行う
(注)

免許の取消処分の量定を行う

180日の処分量定を行う

それぞれの欠格期間を1年減じた処分量定を行う

(注) 基本量定基準の期間が30日の場合は処分を猶予する。

別表第4

前歴のある者が処分の基礎点数に達した場合において、当該処分の理由となった違反行為の前に1点の一般違反行為を1回したことにより前歴のある者となったものであり、かつ、その1点の一般違反行為の前、又は後に1年に近い違反行為等をしない免許期間がある場合における処分量定の特例

前回の処分の日から1点の一般違反行為をした日までの間、又は1点の一般違反行為をした日からその後の違反行為をした日までの間が11月間以上の免許期間であるとき（当該11月間以上の免許期間において、重大違反唆し等又は道路外致死傷をした場合を除く。）

最後の違反行為に係る累積点数が

免許の取消しの基準点数に達している場合

前歴1回の場合は前歴がないもの、前歴が2回の場合は前歴1回、前歴3回以上の場合は前歴2回のもの、それぞれ仮定して欠格期間の処分量定を行う（注1）

※免許取消歴等保有者については、当該特例の適用はなく、規定どおり欠格期間の加算を行う。

免許の停止の基準点数に達している場合

基本量定基準の処分期間から30日を減じた期間の処分量定を行う（注2）

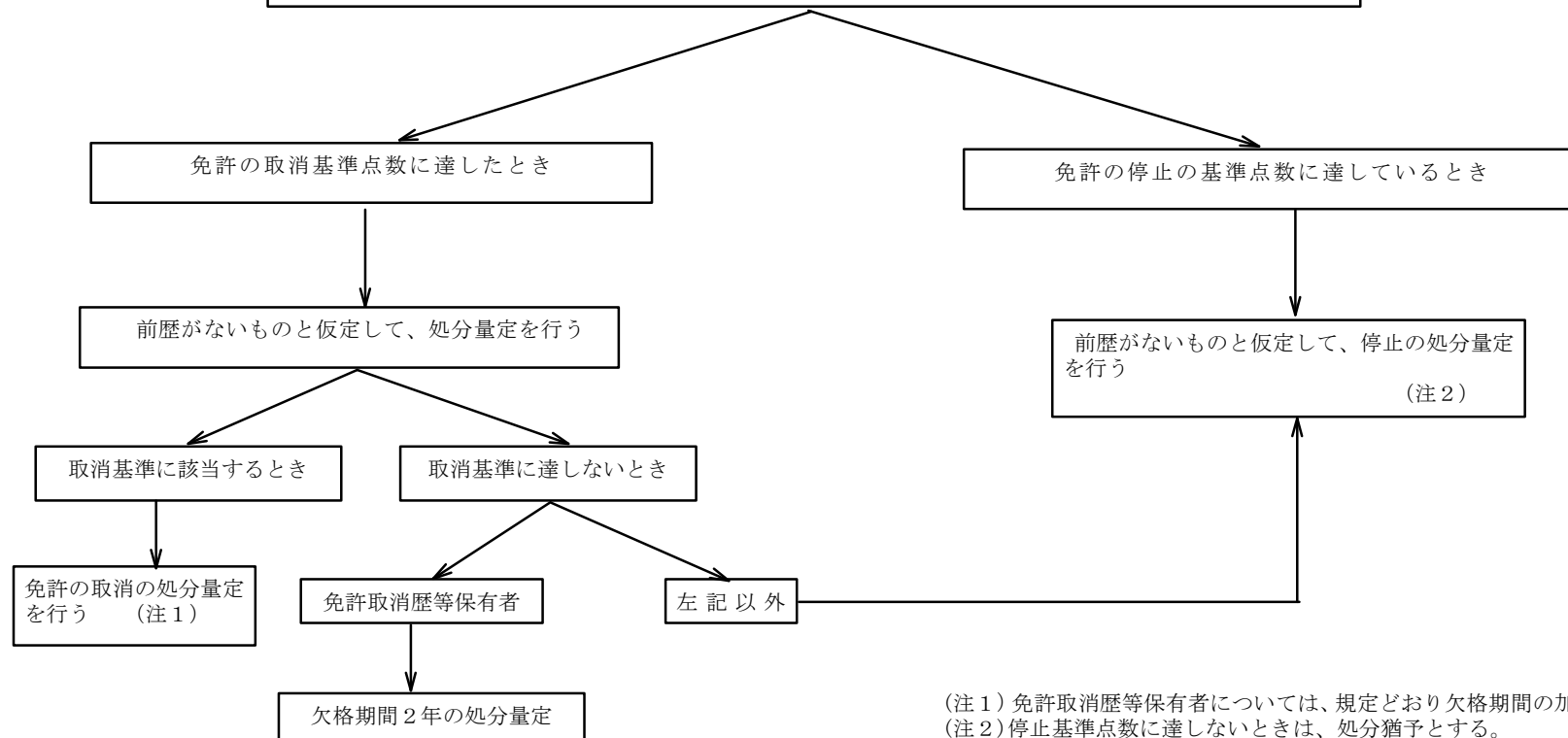
（注1） この場合に取消処分の基準点数に達しないときは、180日の停止処分量定を行う。

（注2） 基本量定基準の期間が30日の場合は処分を猶予する。

別表第5

前歴のある者が処分の基準点数に達した場合において、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により、1年以上の免許期間の処分遅れによるものである場合における処分量定の特例

前歴となる処分が当該処分の理由となる違反行為をした日から免許期間が1年以上の免許期間を無違反で経過した後に行われたとき



(注1) 免許取消歴等保有者については、規定どおり欠格期間の加算を行う。
(注2) 停止基準点数に達しないときは、処分猶予とする。